

令和 3 年度

定期・行政監査結果報告書

市民部・教育総務部

所沢市監査委員



所 監 第 55 号

令和 3 年 12 月 28 日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所 沢 市 議 会 議 長 大 舘 隆 行 様

所沢市教育委員会教育長 大 岩 幹 夫 様

所沢市監査委員 渡 邊 豪

同 三 上 昌 美

同 末 吉 美 帆 子

同 入 沢 豊

定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期・行政監査

第2 監査の対象

市民部 地域づくり推進課・文化芸術振興課・まちづくりセンター（松井、富岡、小手指、山口、吾妻、柳瀬、三ヶ島、新所沢、新所沢東、所沢、並木）・市民相談課・市民課・防犯交通安全課

教育総務部 社会教育課（まちづくりセンターに関する所管業務）

第3 監査の目的

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

第4 重点監査項目

監査の実施に当たり、重点監査項目を次のとおり設定した。

- 1 事務管理体制（事務の引継ぎ、機密情報、個人情報の漏えい・紛失）
- 2 ICT（コンピュータウイルス感染）
- 3 契約・経理事務（法令遵守）
- 4 その他監査委員が必要と認める事務事業等

第5 監査の範囲及び対象事項

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの財務に関する事務及びその他の事務事業の執行

第6 監査の期間

令和3年9月14日から令和3年12月28日まで

第7 監査の方法

重点監査項目を設定し、試査又は精査による監査を実施した。

また、対象部署の長に対し提出を求めた資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、疑問点等を対象部署に確認するとともに、令和3年10月20日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和3年10月13日、18日に物品等調査及び施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

なお、施設調査を実施した施設の一覧は、別紙のとおりである。

第8 監査の結果

1 市民部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

なお、今後、検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 要望事項

①所沢駅サービスコーナー及び所沢市パスポートセンターの危機管理について

所沢駅サービスコーナー及び所沢市パスポートセンターは、

所沢市くすのき台に所在する「グランエミオ所沢」4階に建物賃貸借契約を締結し設置されており、開設する上で遵守すべき業法その他の関係諸法規、営業管理規則等に従い開設している。施設の危機管理についても、全体の指揮系統に組み込まれているが、個別の対応策やマニュアル等については特に講じられていない。

公共施設として、利用者の安全・安心を確保するためにも、AEDの設置等について検討されたい。

〔市民課〕

②客引き行為等の禁止に関する事業について

客引きパトロール等警備業務については、引き続き事業を推進し、市民等が安心して通行できる快適な環境を確保されたい。

〔防犯交通安全課〕

2 教育総務部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

調 査 施 設 一 覧

令和3年10月13日 実施

市民部

市民活動支援センター

コミュニティセンター（新所沢・中富南）

市民文化センター

まちづくりセンター（松井・所沢）

市民課サービスコーナー（所沢駅）

所沢市パスポートセンター

令和3年10月18日 実施

市民部

まちづくりセンター（富岡・小手指・山口・三ヶ島・新所沢・新
所沢東・並木）

市民課サービスコーナー（小手指）